

「1000N系車両 内裝修繕業務委託」
(令和8年9月24日公告)に係る

入 札 説 明 書

福岡市交通局総務部総務課

注意)

本案件は一般競争入札です。

この入札に参加希望の方は、入札説明書に従い、競争入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければなりません。

入 札 説 明 書

「1000N系車両 内装修繕業務委託」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年9月24日

2 契約担当課

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市交通局総務部総務課 電話：092-732-4117

3 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 1000N系車両 内装修繕業務委託
- (2) 履行場所 福岡市西区下山門四丁目1番1号（福岡市交通局姪浜車両基地）
- (3) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和10年3月27日まで

4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者でなければ入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) その他次に掲げる要件のア及びイのいずれも満たす者であること。

ア 鉄道車両の内装部へのラッピング等の貼付作業実績を有すること。

イ 鉄道車両の機器脱着を伴う施工業務の履行実績を有すること。

※ 効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する事業者又は我が国に主たる営業所を有する事業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が当該事業者の資本金の額の2分の1以上を出資している者にあつては、上記ア及びイの履行実績は、我が国における履行実績に限る。

5 入札参加資格の確認申請

この入札に参加しようとする者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため次に従い競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、管理者から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 確認申請の受付期間

令和8年9月24日（木曜日）から令和8年10月5日（月曜日）まで（休日（福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) 資料の内容

以下の資料のうち、ア～エについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの入札の公告日又は確認申請の受付期限日が含まれている者にあつては、ア～キの提出を免除する。

ア 登記事項証明書（法人の場合）

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

イ 身分証明書（個人の場合）

注1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

ウ 福岡市税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

オ 委任状（様式第1－2号）

注1）この入札案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行

わせる場合は、様式第1－2号により委任状を作成して提出すること。

カ 役員名簿（様式第1－3号）

注1）様式第1－3号に、代表者及び役員（オの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

キ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1）法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2）個人の場合は、様式第1－4号をもとに作成のうえ提出すること。

ク 履行実績調書（様式第1－5号）

入札参加資格のうち、4の(7)に係る資格があることを証する事項を記載すること。

ケ 実績確認資料

入札参加資格のうち、4の(7)の実績が確認できる契約書の写し、仕様書及び履行したことが分かる書類（検査結果通知書の写し等）又は発注者の証明書及び仕様書を提出すること。

※ただし、福岡市交通局（以下「本局」という。）において、上記資料のみでは確認ができないと判断した場合、その他の資料提出を求めることがある。その場合は、本局の指示に従い、速やかに資料を提出すること。

(3) 外国に本店がある事業者（日本に支店登記がない場合）の申請注意事項

ア 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

イ 確認申請書は日本語で作成するとともに、その他の資料のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

ウ (2)に掲げる資料のうち、ア及びイについては、本来必要な書類に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。

エ (2)に掲げる資料のうち、ウ及びエについては、省略することができる。

(4) 確認申請書及び資料の提出方法

持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

提出の際は返信用封筒として、表に代表者の住所・氏名を記載し、110円切手を貼付した長3号封筒を、申請書と併せて提出すること。

(5) 確認申請書及び資料の提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号 交通局本庁舎6階

福岡市交通局総務部総務課 電話：092-732-4117

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

(6) その他

ア 確認申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 管理者は、提出された確認申請書及び資料を提出者に無断でこの入札手続以外の

用途に使用しない。

ウ 提出された確認申請書及び資料は返却しない。

エ 提出期限後における確認申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格の確認結果

(1) 確認申請の結果については、令和8年10月13日（火曜日）までに各申請者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 次に掲げる者は、この入札に参加することができない。

ア 所定の期限までに確認申請書及び資料を提出しない者

イ (1)の通知において、入札参加資格がないと確認された者

(3) (1)の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、その後に入札参加資格を失ったと認められる場合又は本局に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(4) 入札参加資格がないと確認された者は、(5)に定めるところに従い、書面を提出してその理由の説明を求めることができる。

(5) 入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は自由とし、受付は、次のとおり行う。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 受付期間：令和8年10月14日（水曜日）から令和8年10月19日（月曜日）まで
（休日を除く。）

イ 受付時間：午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

ウ 受付場所：福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市交通局総務部総務課 電話：092-732-4117

(6) 説明を求めた者に対しては、令和8年10月22日（木曜日）までに書面により回答する。

7 質問の受付

(1) 仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア 受付場所

福岡市中央区大名二丁目5番31号 交通局本庁舎5階

福岡市交通局車両・保全部車両課

電話：092-732-4294 F A X：092-721-0754

電子メールアドレス：sharyo.TB@city.fukuoka.lg.jp

イ 受付期間

令和8年10月14日（水曜日）から令和8年10月20日（火曜日）まで

ウ 提出方法

質問は書面により、提出方法は持参、電子メール、F A Xのいずれかによるものとする。持参の場合、受付時間は午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）、それ以外の方法で提出する場合は、質問書提出期間最終日の午後4時までとする。

電子メール、F A Xで提出した場合は、送信後質問書を提出したことを必ず電話で連絡すること。

電子メールの送信は、確認申請書で申告した担当者メールアドレスから行うこと。

- (2) 質問に対する回答は、令和8年10月27日（火曜日）までに、入札参加資格があると確認された者全員に電子メール又はFAX等で送信する。
- (3) 仕様説明会は行わない。

8 入札の日時、場所等

(1) 入札の日時

令和8年11月6日（金曜日） 午前11時00分

(2) 入札の場所

福岡市中央区大名二丁目5番31号 交通局本庁舎6階入札室

(3) 郵送入札の特例

この入札は、上記入札の日時及び場所に参加し入札書を提出することを原則とするが、これに参加することが困難な場合は、郵送による入札書の提出を認める。なお、郵送で提出することについて事前に本局の承諾を得る必要はない。

郵送により入札書を提出する場合は、必ず別紙1「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」に定める方法により下記の期限までに下記の宛先に到着するように郵送すること。

ア 入札書到着期限

令和8年11月5日（木曜日）午後5時

イ 郵送宛先

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市交通局総務部総務課 電話：092-732-4117

(4) その他

やむを得ない事由により入札に参加できなくなったときは、入札辞退届（様式第1－6号）を提出すること。提出なく入札日時までに参加がない場合又は入札書到着期限までに入札書が郵送されない場合は、棄権とみなす。

9 入札方法等

- (1) この入札は、別紙1「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」に定めるところにより行うので、入札者は、これを了承のうえ入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に当該金額の100分の10相当額を加算した金額の100分の5以上を入札保証金として入札前に納付するか、福岡市交通局契約事務規程第6条第3項に規定する担保を提供し、これらの事実が確認できる書類を入札書に添

付して提出すること。ただし、同規程第7条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して6日（休日を除く。）以内に契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付するか、福岡市交通局契約事務規程第24条第3項に規定する担保を提供すること。ただし、同規程第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

※ 本局が入札保証金又は契約保証金を必要と判断する場合は、「6 入札参加資格の確認結果」の通知の際に、「入札保証金に関する説明書」又は「契約保証金に関する説明書」を別に配布するので、この説明書を確認の上、事務に誤りがないように十分注意するとともに、定められた期限内に必ず納付等の手続を完了すること。

11 開札

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、別紙1「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。

12 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に掲げる入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、これを納付せず、又は納付した金額が所定の額に達しないもの
- (4) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (5) 入札書に必要な記名押印のないもの
- (6) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (7) 金額を訂正したもの
- (8) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (9) 本局に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした者が入札したもの
- (10) 別紙1「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」において示した方法以外の方法により入札したもの
- (11) 入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、その後に措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件のいずれかに該当するなど、落札者決定の日までの間に入札参加資格を喪失した者が入札したもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従わないもの

13 落札者の決定

- (1) 本件入札に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により本件契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とすることがある。

- (2) (1)のただし書きの規定に該当する入札を行った者は、本局の行う調査に協力しなければならない。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、別紙1「福岡市交通局郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を受けた場合は、落札決定を取り消す。

14 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

- (1) 全員が無効の入札を行ったとき
- (2) 妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき

15 契約書作成の要否等

契約締結に当たっては、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

16 苦情申立てについて

- (1) 本件の入札手続に関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」に基づき、同要綱第2条第1項第1号各号に掲げる事項について、当該各号に該当する者は、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。
- (2) (1)の苦情の申立ては、同要綱第3条の規定に基づき、当事者が苦情の原因となる事実を知った日又は合理的に知り得た日から起算して10日を経過する日までに書面により行われなければならない。
- (3) (1)の苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請又は提案により必要と認められるときは、入札の執行又は契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。
- (4) 苦情申立てについての詳細が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law-complaint.html

17 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、福岡市交通局契約事務規程その他の関係法

令を熟読し、それらを遵守すること。

- (3) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札金額等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- (4) 入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、このような疑いをまねくことのないよう厳に注意すること。
- (5) 入札参加者は、この入札に関して談合等不正行為を行った場合（福岡市交通局契約事務規程第13条の2各号いずれかに該当する場合をいう。）は、損害賠償金として、他の入札参加者と連帯してこの入札に係る契約金額の10分の2に相当する額（損害額が10分の2に相当する額を超える場合において、本局が当該超える額の支払いを請求するときは、当該超える額を加えた額）を支払わなければならない。
- (6) 本局に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加停止の措置を行うことがある。